平成２５年（フ）第５号
和歌山県日高郡日高川町小熊6036－１　セジュール林105号、住民票上の住所和歌山県御坊市藤田町吉田1908番地
破産者　東岸　敏行
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第１０３号
神奈川県横須賀市追浜町２丁目35番地ハイツＹＳ201、開始決定時の住所神奈川県三浦市初声町高円坊1040－２　医療法人財団青山会福井記念病院、開始決定時の住民票上の住所神奈川県横須賀市根岸町４丁目22番３－904号
破産者　南雲千恵子
１　決定年月日　平成25年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第４２０号
京都市西京区松尾大利町15番地２
破産者　菊谷　雄一
１　決定年月日　平成25年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
神戸市西区王塚台３丁目９番地　イワサキ第２ビル103号、前住所神戸市西区天が岡16番地の10
破産者　黒田　陽平
１　決定年月日　平成25年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３号
徳島県美馬市脇町字西赤谷604番地６
破産者　福永　美信
１　決定年月日　平成25年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第４号
徳島県美馬市脇町字西赤谷604番地６
破産者　福永まゆみ
１　決定年月日　平成25年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第１００号
高知県土佐市宇佐町井尻46番地
破産者　井本　有美
１　決定年月日　平成25年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２９号
熊本県八代市毘舎丸町５番45号、開始決定時の住所熊本県八代市坂本町西部は287番地
破産者　竹永　三太
１　決定年月日　平成25年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第６９号
宮崎市大坪町草葉崎2088番地１　芳明館内、住民票上の住所宮崎県日南市大字平野4213番地
破産者　服部　正博
１　決定年月日　平成25年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第５６８号
埼玉県加須市正能７番地５
破産者　深井　春二
１　決定年月日　平成25年８月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０５号
さいたま市岩槻区太田１丁目８番55―310号
破産者　久保田孝行
１　決定年月日　平成25年８月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０６号
さいたま市岩槻区太田１丁目８番55―310号
破産者　久保田恵生
１　決定年月日　平成25年８月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
北海道苫小牧市山手町２丁目15番13号　橋本荘
破産者　松山ゆかり（旧姓炭谷）
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第７４号
北海道苫小牧市拓勇西町２丁目９番地の８　コーポやませみ101号
破産者　榊　　秀敏
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１９４号
仙台市泉区泉中央３丁目７番地の４　シェモア泉中央105
破産者　樋口　直哉
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
仙台市太白区若葉町14番12号
破産者　呉　　道善
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
仙台市若林区成田町61番地の１　佐松マンション403
破産者　佐藤ゆかり
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３５号
仙台市宮城野区五輪１丁目４番22―1008号、従前の住所仙台市青葉区春日町５番24―302号
破産者　菅野たよ子
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３６号
仙台市宮城野区五輪１丁目４番22―1008号、従前の住所仙台市青葉区春日町５番24―302号
破産者　菅野　節子
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５９号
茨城県日立市城南町５丁目４番１―103号
破産者　柳澤　正子
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第３６３号
さいたま市南区辻４丁目10番13号　富士見ハイツ203
破産者　古林　知樹
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４１２号
埼玉県久喜市鷲宮４丁目16番19号
破産者　樋渡　勝美
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係